高知県沿岸漁業無線ネットワーク運営事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県沿岸漁業無線ネットワーク運営事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、南海トラフ地震の発生に伴う津波発生の情報を迅速かつ広域に操業中の漁船に通報するため、高知県漁業協同組合（以下「補助事業者」という。）が行う高知県沿岸漁業無線ネットワーク事業の運営（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を次に掲げる書類とともに知事に提出しなければならない。

　（１）事業計画書

　（２）収支予算書

　（３）県税事務所が発行する県税の納税証明書又は県税の納税義務がない旨の申立書

　（４）県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書

　（５）前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

２　前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助の条件）

第５条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる事項を変更、中止又は廃止するときは、事前に別記第２号様式による変更承認申請書、中止承認申請書又は廃止承認申請書を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

　　ア　補助金額が増額となる場合

イ　補助金額を30パーセントを超えて減額する場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

エ　アからウまでに掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更の場合

（２）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（３）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管すること。

（４）補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。

（５）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（６）県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（７）事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、その金額を速やかに県に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条第１項の規定による申請が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第７条　知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告書）

第８条　補助事業者は、補助事業を完了した場合は、別記第３号様式による実績報告書を補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

２　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第４号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（実施状況に関する報告）

第９条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

２　補助事業者は、補助事業の実施状況について月ごとに別記第５号様式により、翌月の15日までに知事に報告しなければならない。

（補助金の返還等）

第10条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を補助対象事業以外に使用したとき。

（３）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（情報の開示）

第11条　補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第12条　補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条第３号及び第７号、第7条、第８条第３項、第９条、第10条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
| 高知県沿岸漁業無線  ネットワーク事業の運営 | １　無線通信局及びインターネット回線の電波利用に係る費用 | 補助対象経費の２分の１以内 |
| ２　定期メンテナンス費を含む無線通信局の保守整備に係る費用 |
| ３　無線通信局の定期検査に係る費用 |
| ４　無線通信局の免許更新に係る費用 |

別表第２（第５条－第７条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。